



財政Q & A

～わかりやすい財政状況を目指して～

令和8年3月改訂

飯塚市 行政経営部 財政課

財政Q&A 目次

基本編

Q1. 予算とは何ですか？また、予算はどのように決まっているのですか？	P1
Q2. 予算は途中で変更できますか？	P1
Q3. 決算とは何ですか？	P2
Q4. 歳入(収入)にはどのようなものがありますか？	P2
Q5. 歳出(支出)にはどのようなものがありますか？	P3

応用編 ～令和6年度決算にみる飯塚市の財政状況～

Q6. 令和6年度の歳入内訳は？(一般会計の決算)	P4
Q7. 令和6年度の歳出内訳は？(一般会計の決算)	P5～P6
Q8. 貯金はどのくらいありますか？	P7～P8
Q9. 借金はどのくらいありますか？	P9～P10
Q10. 私たちの納めている税金は何に使われているのですか？	P11
Q11. 市の財政状況を家計に例えると？	P12
☆ちよつと一息 ～ぼたぼんと財政さんのちよつとマジメな財政トーク～ 第1弾 「飯塚市って財政難？」	P13

さらに応用編

Q12. 3大財源とはどのようなものですか？	P14
☆ちよつと一息 ～ぼたぼんと財政さんのちよつとマジメな財政トーク～ 第2弾 「継続費・繰越明許費・債務負担行為とは？」	P15
Q13. 経常収支比率とは何ですか？	P16
Q14. 財政健全化判断比率・資金不足比率とは何ですか？	P17～P19
Q15. 地方公共団体の会計にはどのようなものがありますか？	P20
Q16. 新地方公会計制度とはどのようなものですか？	P21～P22

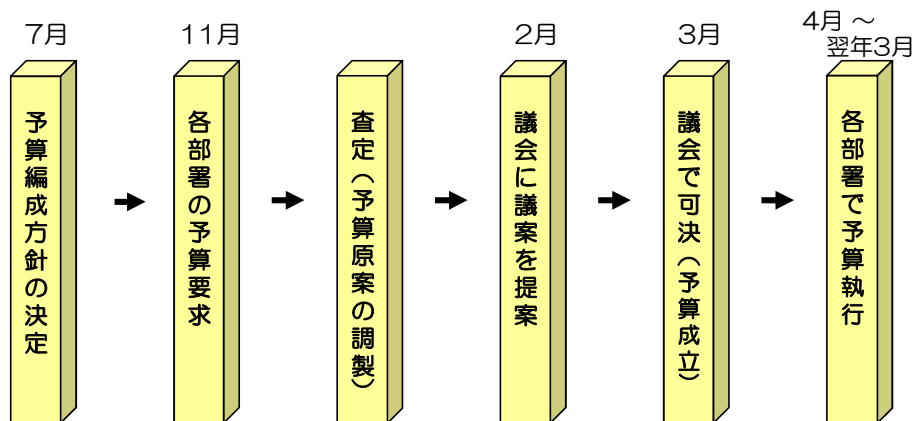
その他

財政用語集	P23～P27
-------	---------

Q1. 予算とは何ですか？また、予算はどのように決まっているのですか？

A. 予算とは、1年間（4月から翌年の3月まで）にどのくらいの収入があって、収入に対してどのくらいの支出をするのかを見積もることです。計画的に事業を行うために、予算を作成することは重要です。

具体的には、各部署において1年間のお金の使い道を検討し、必要な金額を見積もります。これを予算要求といいます。市長は、その見積もりをもとに調製・決定した予算案を市議会に提案し、市議会の審議、議決を経て、初めて予算が成立します。

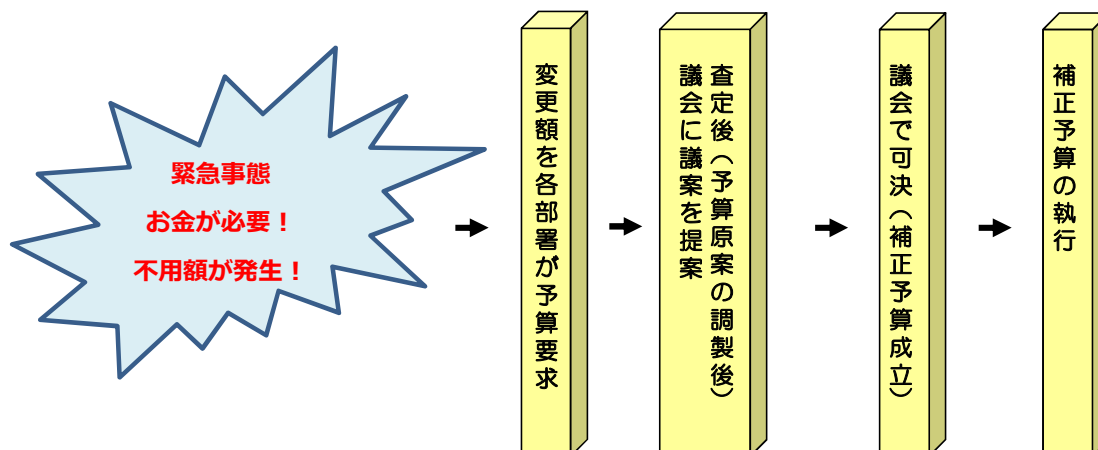


Q2. 予算は途中で変更できますか？

A. できます。年度途中で台風など自然災害が発生し、復旧するための費用等、緊急に支出が必要となった場合や予定していた事業が急に出来なくなり不用額が生じた場合など、あらかじめ決めた予算を変更することがあります。これを予算の補正といいます。予算の補正を行うときにも、変更内容（補正予算）を議会に提案し、議決を受ける必要があります。

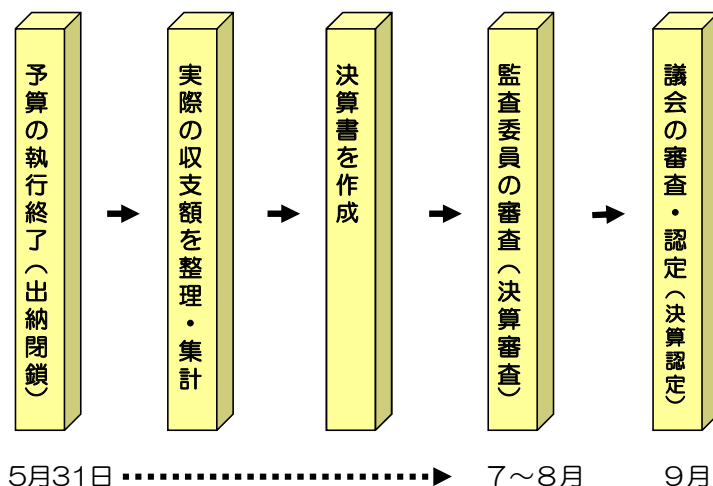
なお、飯塚市では年4回の議会（6月、9月、12月及び2月に開催される定例会）毎に以下の方針で補正予算を編成しています。

- 6月：当初予算の編成後に発生した事由による緊急を要する場合
- 9月：制度改正・補助事業の確定等
- 12月：現在の予算の総合的見直し・不足額や不用額の整理
- 2月：最終調整（不用額の整理等）・国の補正予算関連事業



Q3. 決算とは何ですか？

- A. 予算を使ったあとの結果を決算といいます。1年間の収入及び支出の見積（予算）に対して、実際の収入額及び支出額を整理・集計して決算書を作成します。
 決算書は、監査委員の審査を経て、市長が市議会に提案し、議会の審査、認定を受けます。
 決算は、次の年度の予算を執行するための参考となる重要な資料です。



? 出納閉鎖とは？

当該年度(4月1日から3月31日まで)に発生した収入や支出については、その年度の収支として整理しなければなりません。しかし、すぐには受領したり支払ったりすることができないため、3月31日以降も、一定期間を設けて未収金、未払金の整理を行えるようにしています。この期間を「出納整理期間」といい、翌年度の4月1日から5月31日までとなっています。

なお、期間の最終日である5月31日のことを「出納閉鎖期日」と言います。

Q4. 歳入(収入)にはどのようなものがありますか？

- A. 家計でいう収入を、市の予算・決算では歳入といいます。
 歳入には様々な種類があります。大きくは、「自主財源」と「依存財源」に分けられます。
 自主財源とは、税金や公共施設の利用料など、市が自分で集めるものをいいます。
 依存財源とは、補助金など国や県の意思により定められた額を交付される収入をいいます。
 依存財源は特定目的のためにしか使えないものが多く、自主的な財政運営を行うには、自主財源の割合を高くする必要があります。

自主財源	市税…市民税や固定資産税など
	分担金・負担金…保育所・老人施設などへの入所負担金など
	使用料・手数料…公共施設の利用料、住民票等発行手数料など
	財産収入…公共用地の売却収入や、基金積立金の利子など
	繰入金…資金調達のための市の基金取り崩し
その他…繰越金・諸収入	
依存財源	地方交付税…必要最小限の行政サービスが受けられるように国から交付されるお金
	国庫支出金…国から特定目的のために交付されるもの
	県支出金…県から特定目的のために交付されるもの
	市債…資金調達のための借金で、長期にわたり返済するもの
	その他…地方譲与税・地方消費税交付金・交通安全対策特別交付金など

※歳入の種類のうち、財源の用途が限定されるものを「特定財源」、限定されないものを「一般財源」といいます。

- 特定財源・・・分担金・負担金、使用料・手数料、国庫支出金（県支出金）、市債など
- 一般財源・・・市税、地方交付税、地方譲与税など

Q5. 歳出(支出)にはどのようなものがありますか？

A. 家計でいう支出を、市の予算・決算では歳出といいます。

歳出には様々な種類があり、事業などを実施するためにお金を使っていますが、歳出を見る際には、経費の経済的な性質に着目した「性質別」と行政目的に着目した「目的別」でそれぞれ内訳を表すようにしています。

☆性質別内訳

性質別では、大きく「消費的経費」と「投資的経費」とに分類しています。

消費的経費とは、扶助費や人件費、物件費といった、後年度に形を残さない性質の経費です。

投資的経費とは、道路や学校、公園、公営住宅の建設事業費等、後々まで財産として形を残す事業のための経費です。

消費的経費のうち、扶助費、公債費、人件費は、義務的経費といわれ、必ず支払わなければならない経費として分類されます。この比率が高いと柔軟な財政運営が難しくなります。

それぞれの経費は、主に次のように分けられます。

消費的 経費	義務的 経費	扶助費・・・生活保護・障がい者・高齢者・児童などの福祉や医療助成の経費
		公債費・・・市の借金の返済金
		人件費・・・職員の給料や議員などの報酬
		補助費等・・・各種団体への補助金や負担金
		物件費・繰出金・貸付金ほか ・・・光熱水費など消費的な経費、特別会計(*)への繰出金、貸付金など

(*特別会計については P.17を参照)

投資的 経費	普通建設事業費・・・道路や学校など、公共施設の建設費用
	災害復旧事業費・・・被災した公共施設の復旧に要する経費

☆目的別内訳

経費が、どの分野にどのくらいの比重で支出されているのかを把握するための分類です。

民生費や教育費といった予算や決算における款・項の区分を基準とした分類であり、施策の動向、部門別や事業別にどのように経費が使われているかが分かります。

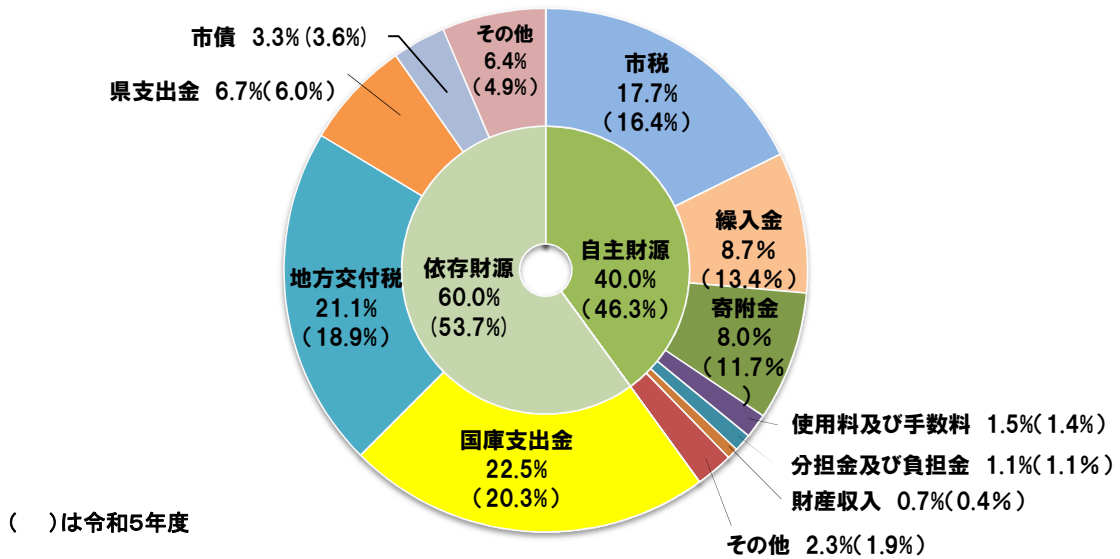
それぞれの経費は、主に次のように分けられます。

総務費・・・住民票や戸籍、税務、選挙など市の全般的な運営に要する経費
民生費・・・高齢者、障がい者、児童福祉、生活保護など社会福祉の充実に要する経費
衛生費・・・予防接種や健康診断等の健康対策、ごみ・し尿の処理に要する経費
土木費・・・道路や橋、公園などの整備やまちづくりに要する経費
消防費・・・消防や防災に要する経費
教育費・・・学校教育や生涯学習、文化・スポーツの振興に要する経費
公債費・・・市の借金の返済金
議会費・労働費・農林水産業費・商工費ほか ・・・議会に要する経費、勤労者の支援、農業の振興、商工業の振興など

Q6. 令和6年度の歳入内訳は？(一般会計の決算)

- A. 令和6年度の歳入は、令和5年度に比べ、74億6,736万円の減額（8.2%減）となりました。
- 市の歳入はその性質ごとに**自主財源**と**依存財源**に区分され、市の財政状況を見ていくうえで、この2つの財源比率は重要なポイントの一つになります。
- まず、**自主財源**とは、税金や施設利用料など市独自の歳入であり、令和6年度においては、333億2,276万円（86億3,599万円減）となりました。中でも中心的な存在である市税は、個人市民税等の減少により1億5,931万円の減額となりました（徴収率：95.4%）。この他特筆すべき点としては、ふるさと応援寄附金が好調であり、県内自治体で1位、全国で23位となる寄附を受けることができました（66億463万円）。
- 一方、**依存財源**とは、国や県から交付される補助金・地方交付税・市債等が該当し、令和6年度においては、499億7,597万円（11億6,863万円増）となりました。このうち、市債は公共施設等の整備のために金融機関等から借金して調達したものであり、5億4,617万円の減となりました。
- 市債で資金調達をすれば、当然借金の返済（償還）が必要になり、将来にわたり負担が生じるため、これが積み重なっていくと、財政状況を悪化させる要因となる可能性があります。市債を利用して事業を実施する場合は、本当に必要な事業なのか、慎重に考える必要があります。
- 自主財源の比率が高い（＝市独自の事業が実施しやすい）ことが好ましい状態であると思われませんが、実情は依存財源の比率がやや多くなっており、これからも個性ある市独自の事業を実施したり、自主的な財政運営を展開するためには、より一層自主財源を確保する取組に努めなければなりません。

令和6年度 一般会計 歳入決算構成割合

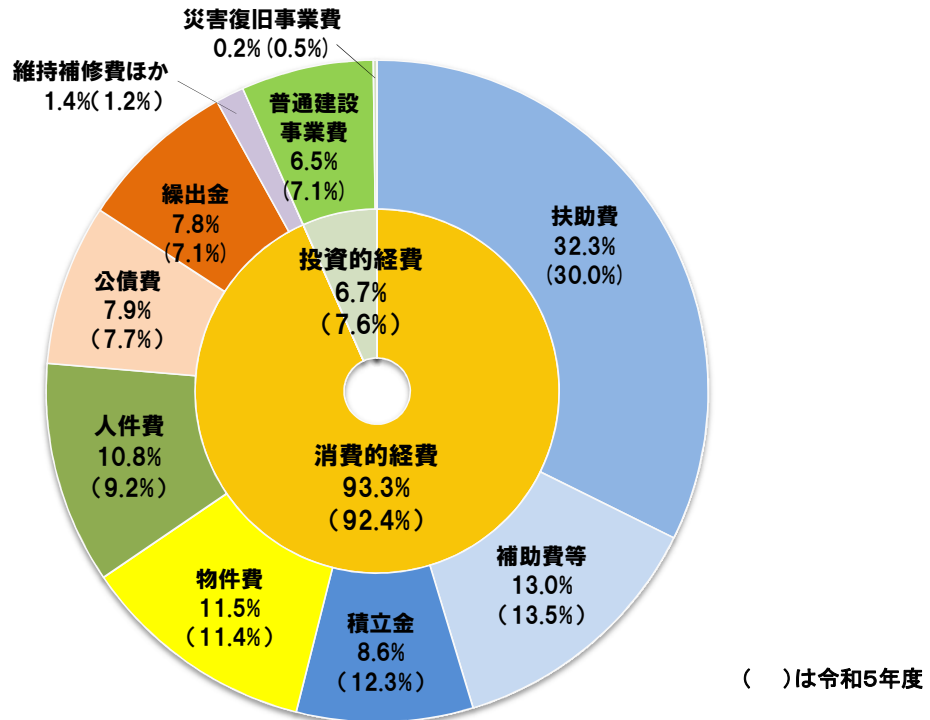


一般会計（歳入）	令和6年度	令和5年度	対前年度増減額
市税	147億3,976万円	148億9,907万円	△1億5,931万円
繰入金	72億4,425万円	121億7,886万円	△49億3,461万円
寄附金	66億4,381万円	106億2,510万円	△39億8,129万円
使用料及び手数料	12億4,138万円	12億6,628万円	△2,490万円
分担金及び負担金	8億8,272万円	9億8,587万円	△1億 315万円
財産収入	5億8,957万円	3億2,332万円	2億6,625万円
その他（繰越金・諸収入）	19億8,127万円	16億8,025万円	3億 102万円
小計	333億2,276万円	419億5,875万円	△86億3,599万円
国庫支出金	187億5,202万円	184億7,622万円	2億7,580万円
地方交付税	175億8,350万円	171億2,490万円	4億5,860万円
県支出金	55億9,105万円	54億7,605万円	1億1,500万円
市債	27億5,416万円	33億 33万円	△5億4,617万円
その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	52億9,524万円	44億2,984万円	8億6,540万円
小計	499億7,597万円	488億 734万円	11億6,863万円
合計	832億9,873万円	907億6,609万円	△74億6,736万円

Q7. 令和6年度の歳出内訳は？（一般会計の決算）

- A. 令和6年度の歳出は、令和5年度に比べ、71億9,121万円の減額（8.1%減）となりました。性質別で見ると、減額となっている主なものは、ふるさと応援基金等の積立金の減（38億7,536万円減）や楽市・平恒保育所統合事業の完了等による減額を含む普通建設事業費の減（10億6,988万円減）などが挙げられます。
- 一方で、増額となっている主なものは、人件費の増（6億8,214万円増）や住宅維持修繕費や農村環境整備事業費等の維持補修費の増（1億5,320万円増）などが挙げられます。
- なお、任意に削減することが困難な義務的経費（扶助費、人件費、公債費）は歳出全体の約51.0%を占めています。

令和6年度 一般会計 歳出決算構成割合(性質別)



性質別：「どのような用途に使われたか」を示

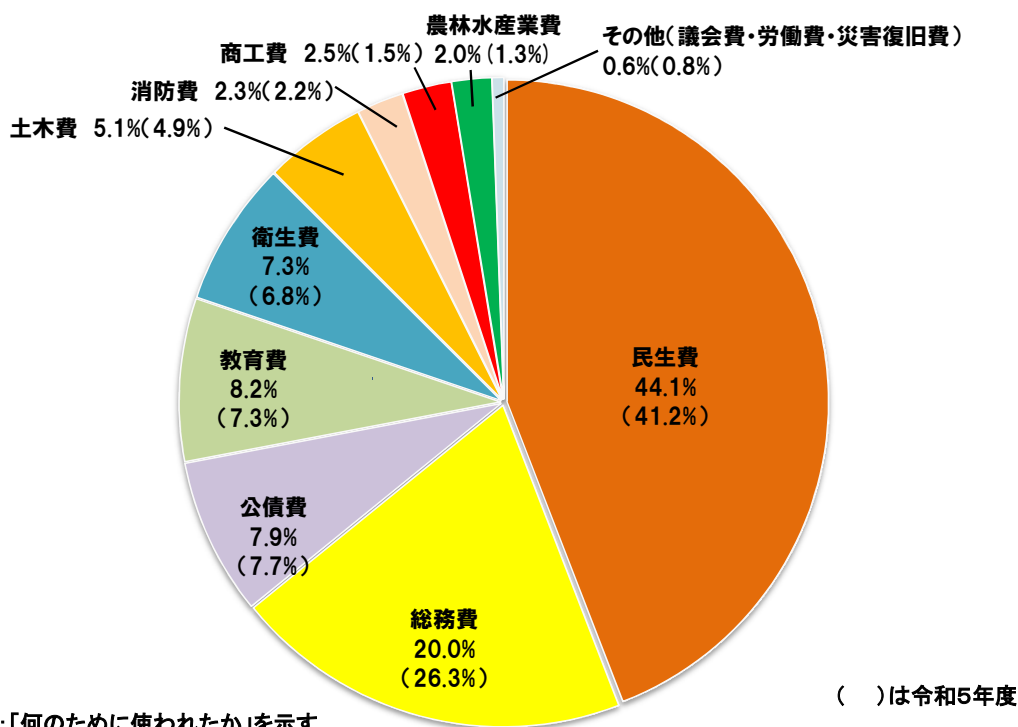
一般会計（歳出・性質別）		令和6年度	令和5年度	対前年度増減額
義務的経費	扶助費	262億6,079万円	265億2,579万円	△2億6,500万円
	人件費	88億1,545万円	81億3,331万円	6億8,214万円
	公債費	63億9,660万円	68億1,715万円	△4億2,055万円
	小計	414億7,284万円	414億7,625万円	△341万円
消費的経費	補助費等	105億6,860万円	119億3,900万円	△13億7,040万円
	積立金	70億 747万円	108億8,283万円	△38億7,536万円
	物件費	93億7,980万円	101億 157万円	△7億2,177万円
	繰出金	63億 423万円	63億1,453万円	△1,030万円
	維持補修費ほか	11億3,096万円	10億1,325万円	1億1,771万円
	小計	758億6,390万円	817億2,743万円	△58億6,353万円
投資的経費	普通建設事業費	52億5,699万円	63億2,687万円	△10億6,988万円
	災害復旧事業費	1億4,672万円	4億 452万円	△2億5,780万円
	小計	54億 371万円	67億3,139万円	△13億2,768万円
計	812億6,761万円	884億5,882万円	△71億9,121万円	

A. 目的別で見ると、減額となっている主なものは、ふるさと応援基金の積立金やふるさと応援寄附事業等の減額を含む総務費の減（69億6,360万円減）、生活応援クーポン券発行事業の減額を含む民生費の減（5億4,939万円減）などが挙げられます。

一方で、増額となっている主なものは、企業立地促進補助事業費等の増額を含む商工費の増（6億5,497万円増）、鯉田地区遊水池新設事業等の増額を含む農林水産業費の増（4億8,728万円増）などが挙げられます。

なお、社会福祉等に係る費用（生活保護、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など）を含む民生費は最も割合が高く、全体の44.1%を占めています。

令和6年度 一般会計 歳出決算構成割合（目的別）



目的別:「何のために使われたか」を示す

一般会計（歳出・目的別）	令和6年度	令和5年度	対前年度増減額
議会費	3億2,567万円	3億3,365万円	△798万円
総務費	162億6,342万円	232億2,702万円	△69億6,360万円
民生費	358億6,495万円	364億1,434万円	△5億4,939万円
衛生費	59億1,121万円	60億 80万円	△8,959万円
労働費	251万円	257万円	△6万円
農林水産業費	16億3,306万円	11億4,578万円	4億8,728万円
商工費	20億 133万円	13億4,636万円	6億5,497万円
土木費	41億6,461万円	43億6,260万円	△1億9,799万円
消防費	19億 770万円	19億1,106万円	△336万円
教育費	66億4,982万円	64億9,524万円	1億5,458万円
公債費	64億 33万円	68億2,088万円	△4億2,055万円
災害復旧費	1億4,300万円	3億9,852万円	△2億5,552万円
計	812億6,761万円	884億5,882万円	△71億9,121万円

Q8. 貯金はどのくらいありますか？

- A. 令和6年度末時点で、289.3億円です。（一般会計 前年度比8.1億円増）
 市民1人あたりに換算すると、23.4万円です。（前年度比0.8万円増）

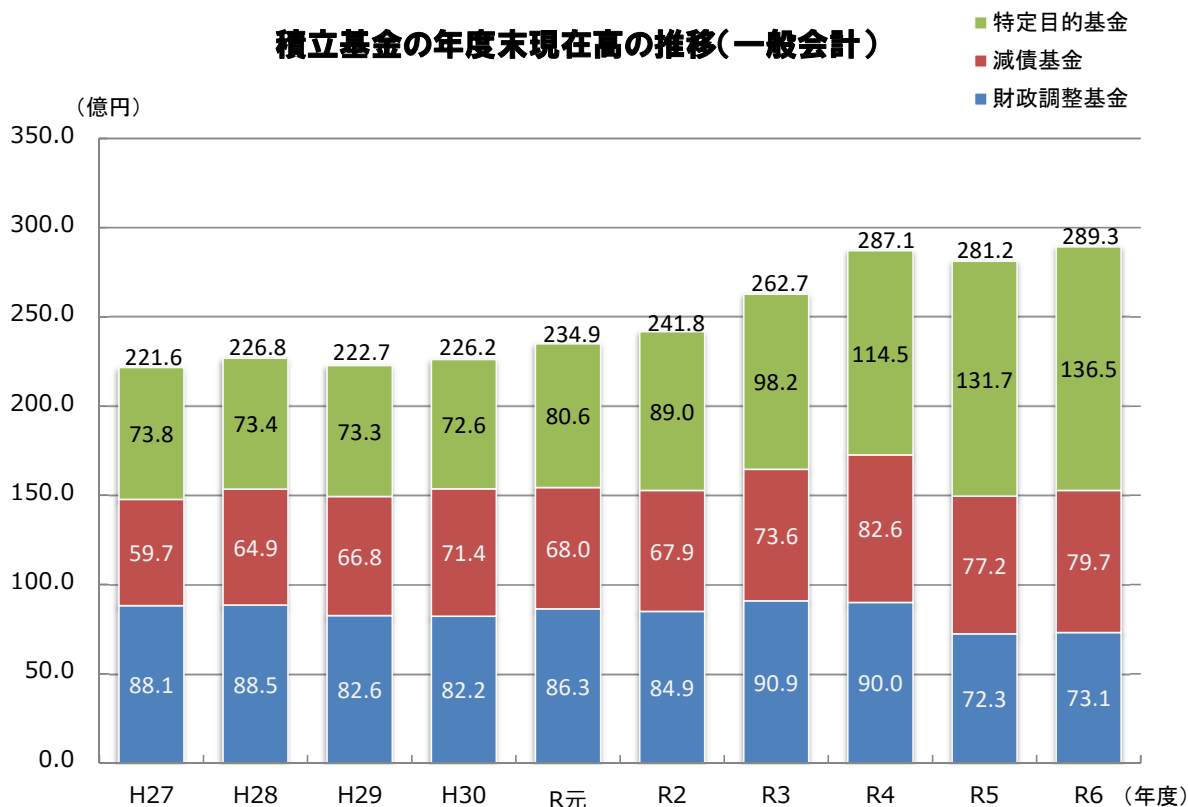
市の貯金を**積立基金**といいます。貯金があれば、収入が見込みよりも少なかった場合でも、赤字を補うことができますし、突然の支出にも対応ができます。安定した財政運営を行うには積立基金（貯金）の存在はとても重要です。積立基金は、大きく3種類に分けられます。

- ①**財政調整基金**・・・予期しない収入減少や、支出増加に備え、積み立てておく基金。
- ②**減債基金**・・・市債の償還（借金の返済）を計画的に行うために積み立てる基金。
- ③**特定目的基金**・・・地域振興や施設整備など、特定の目的のために積み立てている基金。使い道は限定されています。（地域振興基金、公共施設等整備基金など）

※飯塚市の基金の種類については、次ページをご覧ください。

財政調整基金については、余裕がある時に積立て、予期しない収入減少や支出増加に備えておきたいところです。令和6年度では、一般財源の不足が見込まれたため、補てんするための財源として、財政調整基金を取り崩しました。大きな災害が発生した場合など「もしも」のときに備え、積立基金を取り崩さずに収支のバランスをとる努力が必要です。

積立基金の年度末現在高の推移(一般会計)



※飯塚市の人口・・・ 令和5年度末：124,429人
 令和6年度末：123,604人

ちょっとだけ詳しく…

【飯塚市の基金の種類について】

一般的に、基金とは「地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けるもの」とされています。前ページにあるとおり、基金は地方公共団体の貯金ということになります。

経済事情の変動で税収が不足する場合や、災害や大規模事業などでたくさんのお金が必要となった場合など、将来の負担に備えるための大切な財源です。常に財政状況を勘案しながら基金の適正な管理・運用に取り組んでいく必要があります。

基金は資金を積み立てるために設置される「積立基金」と、資金を貸付するために設置される「運用基金」に分けられ、令和6年度決算における積立額及び残高は下記のとおりです。

令和6年度基金の状況(現在高)

区 分		新規積立 (下段：前年度余剰金)	取 崩	運用積立	利子積立	年度末残高
一 般 会 計	財政調整基金	8億2,270万円 (8億2,270万円)	△ 8億円	4,732万円	1,162万円	73億1,428万円
	減債基金	1億9,208万円		4,597万円	1,095万円	79億6,477万円
	公共施設等整備基金	2億 567万円 (2億 567万円)		917万円	204万円	15億7,911万円
	地域振興基金					40億円
	人材育成基金		△ 1,083万円			7,327万円
	飯塚霊園施設管理基金	195万円	△ 142万円			2億7,084万円
	かんがい施設整備基金		△ 3,510万円			25億3,438万円
	公園等施設整備基金		△ 98万円			1,807万円
	ふるさと水と土保全基金					49万円
	環境保全推進基金		△ 423万円			1,461万円
	サンビレッジ西整備基金					1,288万円
	調整池施設管理基金			2万円	1万円	364万円
	森林整備基金	3,634万円	△ 2,725万円	30万円	6万円	5,927万円
	宿泊税交付金基金	1,473万円				1,473万円
	ふるさと応援基金	66億 463万円	△ 63億2,061万円			49億9,863万円
	企業版ふるさと応援基金	3,030万円	△ 2,326万円			7,124万円
	小 計	79億 840万円	△ 72億2,368万円	1億 277万円	2,467万円	289億3,020万円
	運用基金					
	土地開発基金		△ 2,056万円		37万円	18億9,595万円
	高額療養費支払資金貸付基金				1万円	2,180万円
奨学資金貸付基金	10万円			46万円	5億 442万円	
小 計	10万円	△ 2,056万円	0万円	84万円	24億2,217万円	
計	79億 850万円	△ 72億4,425万円	1億 277万円	2,551万円	313億5,237万円	
特 別 会 計	汚 水 汚水処理施設整備基金					1億 458万円
国 保 国保給付費等準備基金		△ 1億1,000万円	537万円	125万円	7億9,868万円	
介護保険 介護給付費等準備基金	5,402万円		597万円	124万円	10億6,357万円	
小型自動車 小型自動車競走場施設改良基金	2億2,000万円				16億5,603万円	
計	2億7,402万円	△ 1億1,000万円	1,135万円	249万円	36億2,286万円	
合 計	81億8,252万円	△ 73億5,425万円	1億1,412万円	2,800万円	349億7,523万円	

運用種別現在高(令和6年度)

区 分	年度末現在高
預 金 大口定期、譲渡性預金等	204億9,726万円
債 券 利付国債	134億6,038万円
貸付金 奨学資金貸付基金	1億5,128万円
高額療養費支払資金貸付基金	134万円
小 計	1億5,261万円
土地 土地開発基金	8億6,497万円
合 計	349億7,523万円

預金利子・運用収入内訳(令和6年度)

区 分	預金利子
預金利子 大口定期、譲渡性預金等	4,206万円
運用収入 債券(国債)	1億6,472万円
合 計	2億 678万円

※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所があります。

Q9. 借金はどのくらいありますか？

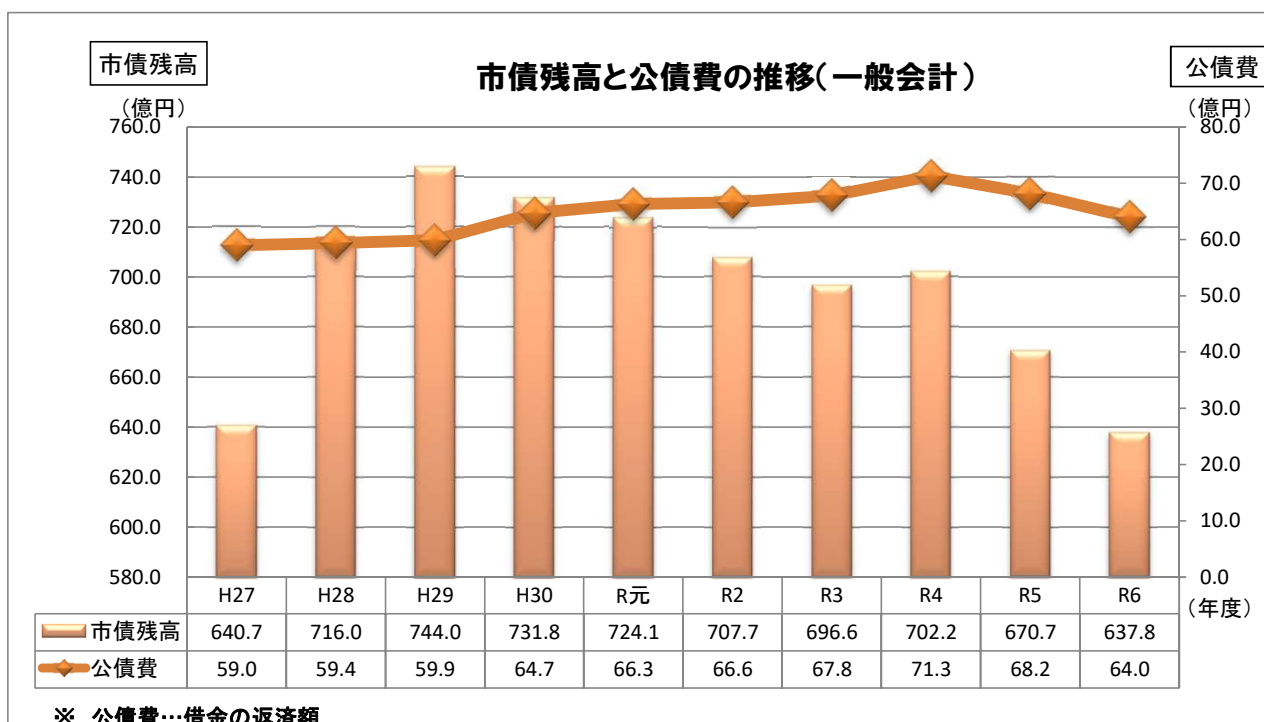
- A. 令和6年度末時点で、637.8億円です。（一般会計 前年度比32.9億円減）
 市民1人あたりに換算すると、51.6万円です。（前年度比 2.3万円減）

市の借金を市債（地方債）といい、事業を行うための資金を調達する手段のひとつです。私たちが大きな買い物をするときローンを利用するのと似ています。

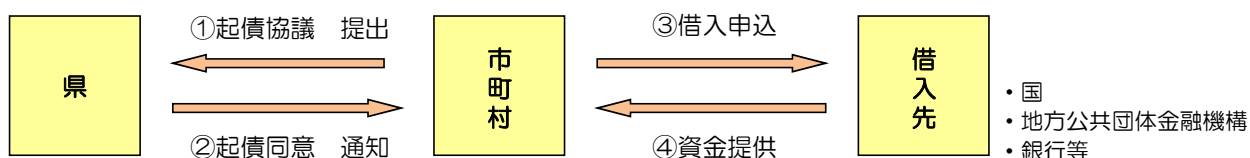
市債は借金ではありますが、返済する際に元利償還金（返済金）のうち一部が地方交付税としてもらえるものもあり、そのすべてが市の負担になるわけではありません。

市債が利用できる事業は限られていて、基本的には道路や河川の整備、学校や公営住宅等の建設といった今後何十年にもわたって利用されるものを整備する事業に限って利用できます。市債を利用すると、事業を実施した時の世代の人たちだけが負担するのではなく、整備した施設等を使用する次の世代の人たちにも毎年の返済額を負担してもらい、世代間で負担が不公平にならないようにすることができます。

ただ、むやみに借金をして大きな事業をすると、毎年の返済だけでなくその後の維持経費など管理運営経費がかさみ、今後の負担増につながる恐れがあります。市債を利用して事業を行う場合は、本当に必要な事業なのか、慎重に考える必要があります。



☆市債の借入のしくみ



市債を借入するためには、飯塚市の場合は福岡県に対して協議書を作成・提出し、県知事と事前の協議を行うことが原則とされています。（これを「事前協議制」といいます）

事前協議を行ったのち、県知事の同意を得て、市債を借入することができます。

市債の種類

市債が利用できる事業は限られており、どの事業にでも利用できるものではありません。

市債にはそれぞれの事業区分によって利用できる事業が決められており、事業ごとに充当率（事業費のうち市債を借入することができる額を計算するための率）や交付税算入率（交付税としてもらえる額を計算するための率）も異なります。利用できる主な事業は下記のとおりです。

○公共事業等

道路事業、河川事業、都市計画事業、農業農村整備事業などの整備事業

○一般単独事業

旧合併特例事業、防災対策事業（防災基盤整備、自然災害防止など）、地域活性化事業（自然・景観・文化などの地域資源を活用した地域活性化のための基盤整備など）、公共施設等適正管理推進事業（保有する施設の維持管理経費等の財政負担を軽減・平準化するための整備など）

○公営住宅建設事業

市営住宅などの整備事業

○学校教育施設等整備事業

小中学校等の校舎、屋内運動場、給食施設などの新增改築や地震防災工事などの整備事業

○辺地対策事業

辺地指定された地域と他の地域との間における住民の生活文化水準格差の是正を図るために実施する施設整備事業など（指定地域：筑穂地区の大野・久保山、君ヶ畑、山口、桑曲）

○過疎対策事業

過疎指定された地域と他の地域との間における住民の生活文化水準格差の是正や人口減少防止を図るため実施する施設整備事業など（指定地域：筑穂・穎田地区全域）

○緊急防災・減災事業

防災基盤の整備や公共施設の耐震化事業などの整備事業

○臨時財政対策

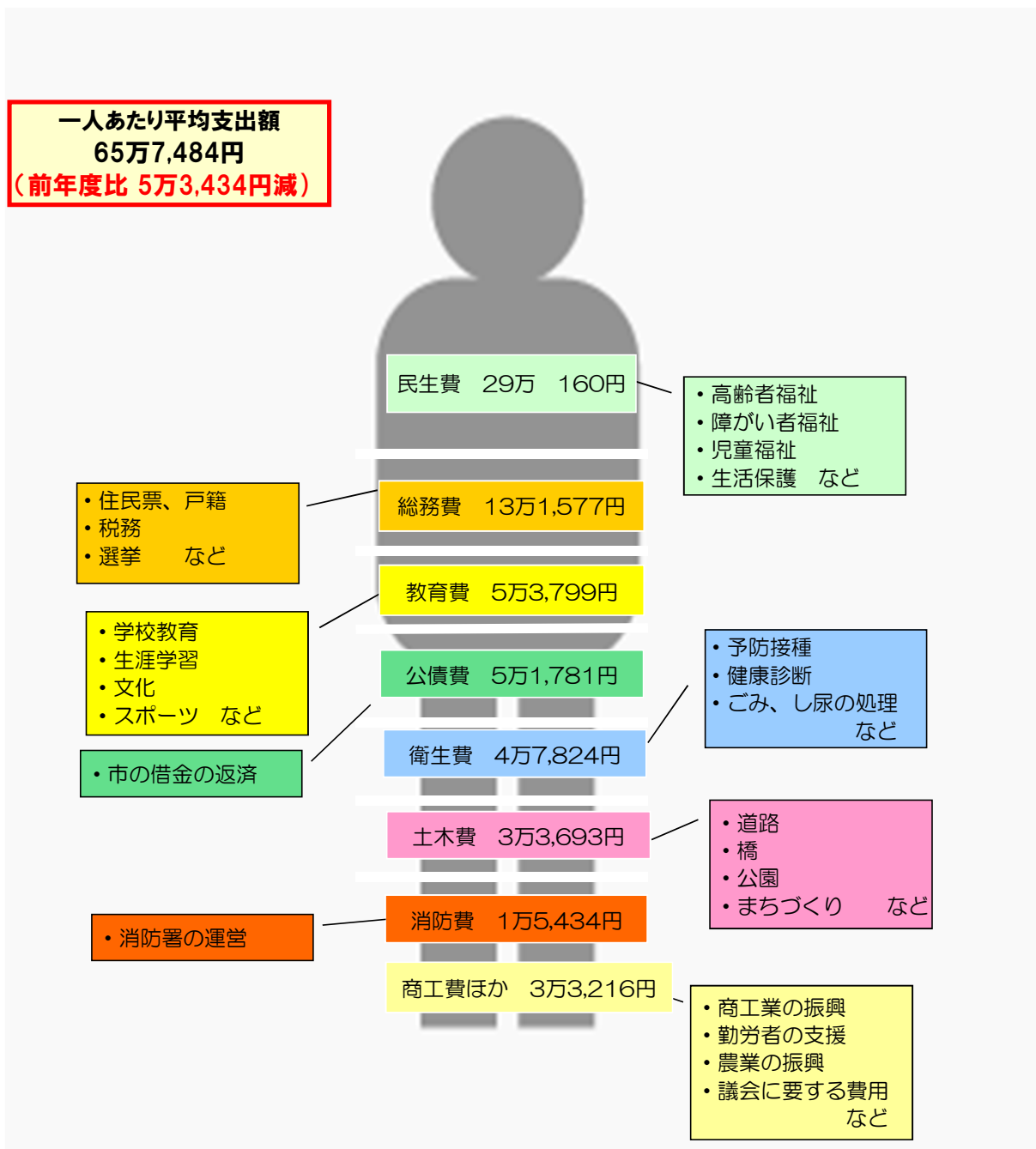
国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、不足分の一部を市町村が借り入れする地方債（地方交付税として算定されるべき額の一部が臨時財政対策債の発行に振り替えられる形となっており償還にかかる元利償還金はその全額が後年度の地方交付税算定過程において実質的に補てんされる。）

一般会計における市債の現在高

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共事業等	15億4,003万円	17億2,506万円	19億 885万円
国土強靱化事業	5億8,094万円	6億 818万円	6億7,167万円
一般単独事業	351億1,691万円	338億4,379万円	324億9,583万円
うち合併特例事業債	247億6,281万円	234億1,379万円	217億4,412万円
公営住宅建設事業	27億 227万円	24億3,588万円	22億 261万円
学校教育施設等整備事業	41億2,682万円	38億1,064万円	34億2,718万円
一般補助施設整備等事業	4,620万円	3,648万円	2,818万円
施設整備事業	2,820万円	4億2,100万円	4億2,100万円
辺地対策事業	7,976万円	5,706万円	3,434万円
災害復旧事業	3億8,339万円	4億3,721万円	4億4,655万円
一般廃棄物処理事業	4億7,427万円	4億6,136万円	5億3,877万円
社会福祉施設整備事業	3億4,089万円	3億1,340万円	2億8,584万円
過疎対策事業	20億9,528万円	22億2,078万円	25億8,633万円
緊急防災・減災事業	6,583万円	万円	0万円
全国防災事業	2億3,127万円	2億 636万円	1億8,135万円
減収補てん	2億1,262万円	2億1,262万円	2億 17万円
減税補てん	8,689万円	4,683万円	1,775万円
臨時財政対策	214億1,312万円	196億1,868万円	178億 469万円
都道府県貸付金	488万円	376万円	271万円
その他	6億9,059万円	6億 934万円	5億2,703万円
合計	702億2,016万円	670億6,843万円	637億8,085万円

Q10. 私たちの納める税金は何に使われているのですか？

- A. 令和6年度決算で、私たちの納める税金（市税）は、市の歳入の17.7%を占めています。市民1人あたりに換算すると、11万9,250円です。（前年度比489円減）市の支出を市民1人あたりに換算すると、65万7,484円です。（前年度比5万3,434円減）では、税金もその財源に含まれている市民1人あたりの支出の内訳を、下の図で表してみましょう。



上の図からわかるとおり、飯塚市では福祉のための支出が全体の約44.1%程度を占めています。民生費の支出は少子高齢化が進むにつれて、ますます膨らんでいく経費となります。

Q11. 市の財政状況を家計に例えると？

A. 市の予算は数字が大きすぎて、なかなか実感しにくいと思います。そこで、仕組みは違いますが、少しでも身近に感じてもらえるように令和6年度一般会計決算額を、年間収入400万円台の家計に例えてみました。

収入では、全体の約3割を親からの仕送りに頼っています。また、給料のうち諸手当は、景気などの事情により増減しやすいので、将来が心配です。

支出では、医療・介護・子育ての費用が増加しており、全体の約3割を充てております。その他の費用についても、老朽化した家等の修理費用等、将来見込まれる負担増に対応するため、例年より少しだけ多めに貯金することとしました。今後も将来見込まれる諸手当の減額やローンの返済に備えて貯金をしておく必要があります。



	収入月額			支出月額			
	令和6年度	令和5年度	前年度比	令和6年度	令和5年度	前年度比	
基本給	88万円	81万円	7万円	食費	42万円	36万円	6万円
諸手当	84万円	76万円	8万円	医療・介護・子育ての費用	126万円	117万円	9万円
臨時手当	32万円	47万円	△15万円	ローンの返済	31万円	29万円	2万円
親からの仕送り	142万円	123万円	19万円	生活費・光熱水費等	45万円	45万円	0万円
借金	13万円	15万円	△2万円	家・車・家電製品などの購入・修理費用	31万円	34万円	△3万円
前年度からの繰越金	6万円	4万円	2万円	クラブ活動費	50万円	52万円	△2万円
貯金の取崩し	35万円	54万円	△19万円	家族への仕送り、お小遣い	30万円	28万円	2万円
合計(月額)	400万円	400万円	0万円	友人などに貸すお金	1万円	1万円	0万円
				貯金	34万円	48万円	△14万円
				合計(月額)	390万円	390万円	0万円

☆収入☆

- 基本給（市税、使用料、手数料、諸収入など）
- 諸手当（地方交付税など）
- 臨時手当（寄附金※ふるさと応援寄附金など）
- 親からの仕送り（国、県からの補助金、地方譲与税など）
- 借金（市債）
- 前年度からの繰越金（繰越金）
- 貯金の取崩し（繰入金）

☆支出

- 食費（人件費）
- 医療・介護・子育ての費用（生活保護費などの扶助費）
- ローンの返済（公債費）
- 生活費・光熱水費等（物件費）
- 家・車・家電品等の購入・修理費用（維持補修費、投資的経費）
- クラブ活動費（補助費等）
- 家族への仕送り・お小遣い（他の会計への繰出金）
- 友人などに貸すお金（貸付金）
- 貯金（積立金）

ぼたぼん と 財政さん のちょっとマジメな 財政トーク

第1弾 「飯塚市って財政難？」



ぼたぼん



財政さん



ぼたぼん：

財政さんこんにちは、今日は飯塚市の財政状況について教えてください。
よく「飯塚市は財政難」という言葉を聞きますが、ホントにそうなんですか？



財政さん：

将来のことを考えると財政難といえます。市の財政は、家計と同じで、入ってくるお金（⇒収入、歳入）と出て行くお金（⇒支出、歳出）とがあります。入ってくるお金が出て行くお金より多い場合には、万が一の場合に備えて貯金をします（⇒「基金」といいます）。

令和6年度は財源が不足してしまったため、貯金を取り崩しています。予期せぬ収入減少や支出増加が発生した場合、この貯金がなければ、財政が立ち行かなくなるため、なるべく取り崩さなくて済むように、歳出予算の肥大化を予防していかなければなりません。（⇒事務事業の削減が必要）。



ぼたぼん：

貯金がなくなってしまうたらどうなるのですか？



財政さん：

収入が減り続け、支出が増え続けたら会社なら倒産してしまいます。市は倒産はしませんが悪化が進むと、まず自主的な改善が義務づけられます（⇒「早期健全化団体」となります）。

それでも悪化が進み自分たちの力だけでは状況を改善できない時は、国の指導のもと強制的に改善することになります（⇒「財政再生団体」となります）。

財政再生団体になると、税金や使用料などの値上げや、現在行われているサービスが受けられなくなったりと、生活はかなり拘束された厳しいものになります。



ぼたぼん：

そんなことになったら大変ですね！私たちに今できることは何ですか？
どうすれば今の状況がよくなりますか？



財政さん：

まずは安定した収入を確保することです。具体的には市民の皆さんに決められた税金や使用料等をきちんと納めていただくこと。また、市は、国や県からの交付金、補助金などの収入をより多く確保できるように努力しなければなりません。

支出の面では、家計と同じく「無駄遣い」をしないこと。本当に必要な事業なのか、もう一度よく考えて、効果が低い事業はやめたり見直ししたりして、費用をできるだけ節減することが大切です。

しかし、支出を節減しないといけません、やめることができない必要なサービスもあります。そういったサービスは続けなければなりません。市民の皆さんも「こうした方がもっとよくなる！」というアイデアがあれば、どんどん教えてください。そして、皆さんと一緒に今の財政状況を少しでもよい状態にして、将来の飯塚市をもっと住みやすいまちにできればと思います。

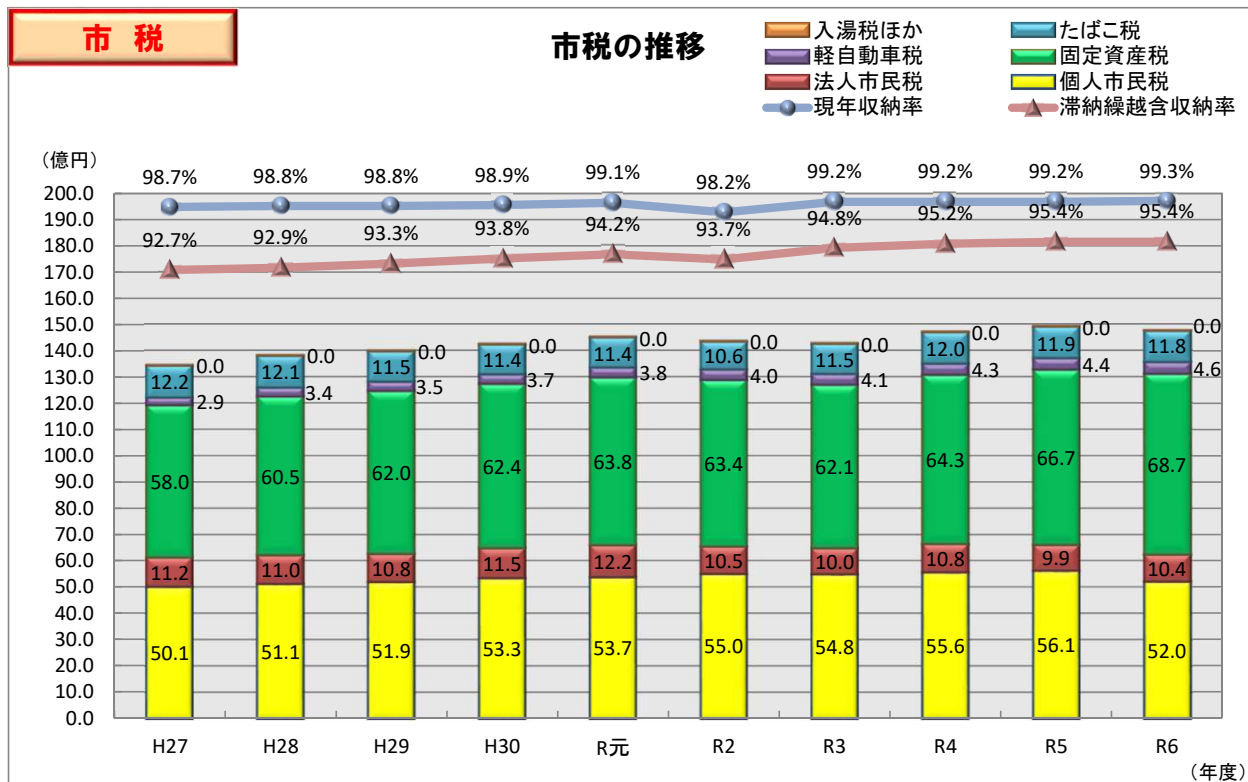


ぼたぼん：

なるほど、よくわかりました。私たちももっと市の財政状況に関心を持って、現在の財政難を改善していかなければなりませんね。今日はありがとうございました。

Q12. 3大財源とはどのようなものですか？

A. 歳入(収入、財源)のうち、市税・地方交付税・国庫支出金の3つを一般的に「3大財源」と呼んでいます。飯塚市の全歳入の約7割が、この3大財源で占められています。



地方交付税

人口や企業の数などによって地方公共団体が自分の力で集めることができる税金に差が出てしまいます。どの地域に住んでいても一定水準のサービスが受けられるようにするためには、地域間の財政力の差があまり出ないようにする必要があります。

そのため、国が国税として集めた財源(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)を地方公共団体に再配分しています。この再配分されるお金を「地方交付税」といいます。

地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」があり、その割合は94：6となっています。

○普通交付税・・・ **基準財政需要額**(各行政サービスを実施したり、施設を維持するために必要な経費を一定の方法で算出した額)が、**基準財政収入額**(住民税や固定資産税など、徴収が見込まれる標準的な収入の額)を超える場合に交付されるものです。

○特別交付税・・・ 災害発生等の特別な理由で、財政需要の増加や財政収入の減少があった場合に交付されるものです。

■普通交付税の仕組み



国庫支出金

国が地方公共団体に対して、交付しているお金です。

国庫負担金、**国庫補助金**、**国庫委託金**に分類されます。地方交付税のように使い道が特定されていない財源と異なり、特定の事業に対して交付されるお金です。

ぼたぼん と 財政さん のちょっとマジメな 財政トーク

第2弾 「継続費・繰越明許費・債務負担行為とは？」



ぼたぼん：

財政さんこんにちは！ちょっとマジメなお願いがあって…。
実はぼたぼん専用のお家がなく、雨の日とか雪の日、とても困っているんです。
そこで、私のために立派なお家を建ててほしいんです。名付けて「ぼたぼん城」！



財政さん：

おお…それはかわいそうに。でも「城」って…。どんな家が欲しいんですか？



ぼたぼん：

えーと…。東京ドーム5つ分の敷地に、20階建ての大豪邸がいいな！



財政さん：

ちょっと待ってください！そんな大規模な建設工事、そう簡単にできるものじゃないですよ。
少し前に「飯塚市って財政難？」というテーマでお話をしてきたように、あれもこれも全部にお金をかける余裕はないんです。財源は有限なんですから。



ぼたぼん：

でも、仮に建てることできるとしたら、予算はどうやって組む感じになるんですか？



財政さん：

そうですね…。そんな巨大な建設工事を実施するとしたら、1年では完成しないでしょうね。
ぼたぼん君、自治体の予算は単年度で組まなければならないというルールを知ってますよね？



ぼたぼん：

なんとなくは知っていますが…。予算は単年度で組まなければならないけど、ぼたぼん城は
1年のうちに完成しない…。これは困ったなあ。どうしても建てるできないってことですか？



財政さん：

フフフ…。それでは、単年度で組まなければならないという予算の例外をご紹介します。

- 継続費（地方自治法第212条）
 - … 継続費とは大規模な建設工事など2ヵ年度以上にわたって予算の執行が必要な場合に
予め事業の期間、事業費総額および各年度ごとの支出予定額を定めた予算。
継続費を計上するような大規模な事業は予期せぬ事態が発生し、予定通りに予算を執行
することができないことがあるため、各年度で支出できなかった場合には、最終年度まで
予算を順次繰り越すことができます。これを継続費の繰越とといいます。
- 繰越明許費（地方自治法第213条）
 - … 翌年度に繰り越して使用できる予算。その予算の性質上どうしても年度内に予算の執行
が完了しない場合や、既決予算でやむを得ない事情が生じた場合にのみ設定することが
できるものです。
- 債務負担行為（地方自治法第214条）
 - … 翌年度以降の予算計上を約束する行為。翌年度以降の支出を伴う契約などを行う場合は、
その前提として翌年度以降の予算が約束されていることが必要になるため、実施内容や
実施期間および限度額を予め予算として設定するもの。
（限度額については、予め具体的な金額を設定することが困難な場合は文言で対応）



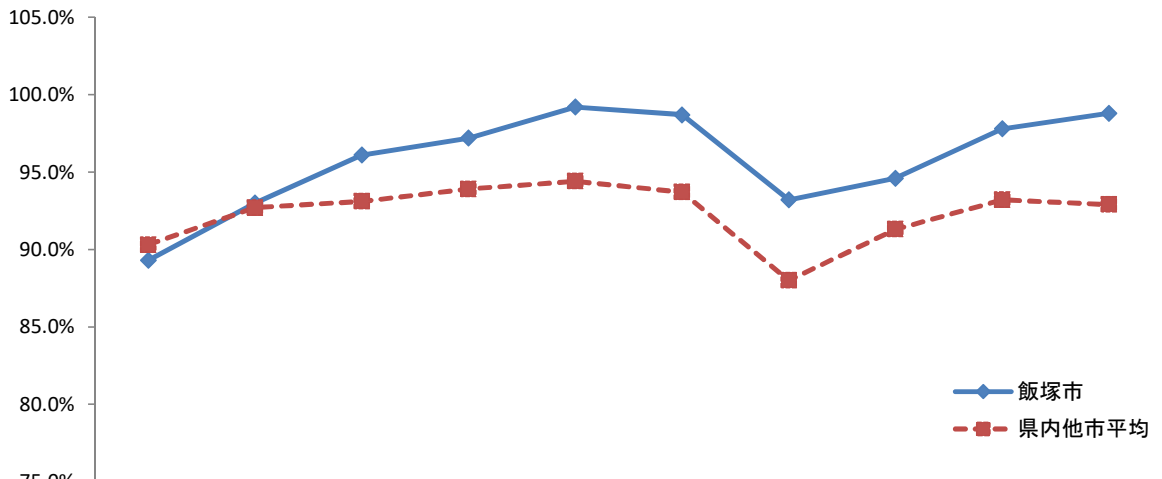
ぼたぼん：

へえ～、てっきりぼたぼん城ができないと思ったけれど、例外があって安心しました。
財政さん、教えてくれてありがとう！

Q13. 経常収支比率とは何ですか？

- A. 経常収支比率とは、自治体の財政運営に余裕がある状態かどうかを示す指標の1つです。「**現行の行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費**」に対して、「**常に収入することができる自由に使える財源**」を使っている割合を示したものです。「**経常的に必要となる経費**」とは、生活保護や障がい者・子どもなどを対象とした社会福祉や医療助成の経費である扶助費、市の借金返済金である公債費、職員の給料や議員などの報酬である人件費、施設を維持するための維持補修費などのことです。「**常に収入することができる自由に使える財源**」とは、市税や地方交付税といった経常的に収入が見込まれる一般財源のことです。
- 経常収支比率をわかりやすく家計で例えると、エンゲル係数のようなものといえます。必ず支出する食費にかかる経費が大きい(エンゲル係数が高い)ほど、趣味や娯楽等に使えるお金が限られて、生活に余裕がなくなってきました。
- 家計と同じく経常収支比率が高くなると、自由に使えるお金が限られ、市独自で新しい事業を展開することや急な支出に対応することが難しくなります。
- 飯塚市は、県内他市の平均と比較して数値は高くなっています。

経常収支比率の推移



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■ 飯塚市	89.3%	93.0%	96.1%	97.2%	99.2%	98.7%	93.2%	94.6%	97.8%	98.8%
■ 県内他市平均	90.3%	92.7%	93.1%	93.9%	94.4%	93.7%	88.0%	91.3%	93.2%	92.9%
■ 県内市部順位	10位/26市	13位/26市	20位/26市	21位/27市	24位/27市	24位/27市	25位/27市	23位/27市	24位/27市	26位/27市

Q14. 財政健全化判断比率・資金不足比率とは何ですか？

- A. 地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が定められ、財政の健全性や透明性を確保するため、4種類の財政指標を公表することが義務付けられました。これらの財政指標を**健全化判断比率**といいます。4種類の財政指標は、①**実質赤字比率** ②**連結実質赤字比率** ③**実質公債費比率** ④**将来負担比率**の4種類を指します。

また、公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す指標として⑤**資金不足比率**があります。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率および公営企業の資金不足比率は下記のとおりです。いずれの指標も基準値を下回っているため、財政状況は健全であるといえます。これからも、健全な財政運営に努めていきます。

健全化判断比率

	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	11.61	20.00
②連結実質赤字比率	—	16.61	30.00
③実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

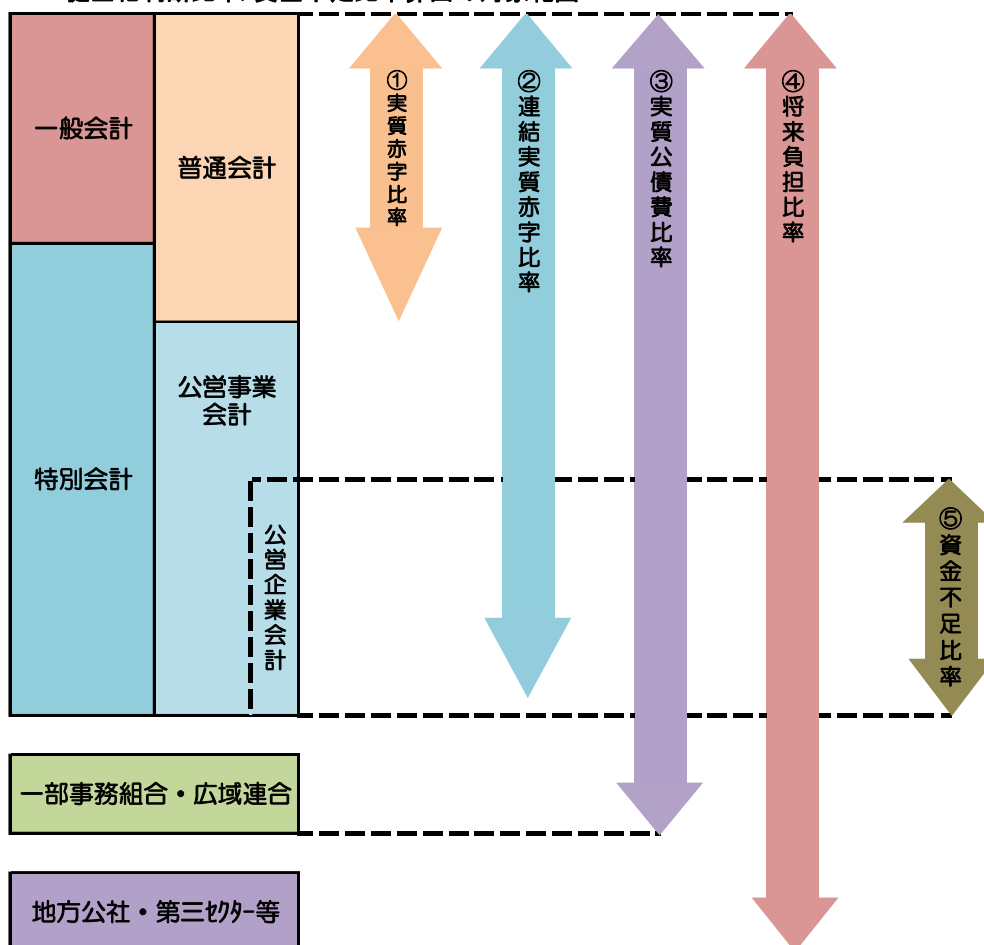
※「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと及び将来負担比率が算定されないことを意味します。

⑤資金不足比率

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
地方卸売市場事業特別会計	—	20.0
工業用地造成事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※「—」は、資金不足額がないことを意味します。

健全化判断比率/資金不足比率算出の対象範囲



【健全化判断比率の概要】

早期健全化基準を超えると…

財政健全化計画の策定を義務づけられます。計画は議会の議決を得なければなりませんし、実施状況を毎年度議会へ報告して、公表も行わなければなりません。

市が自主的な改善努力をして、健全化を目指すことになります。

財政再生基準を超えると…

財政再生計画の策定を義務づけられます。財政健全化計画と同様に議会の議決、状況報告、公表を行わなければなりません。また、国の許可がないと災害復旧など一部を除き、市債を起債することができなくなります。

市は、国の関与を受けて財政再建を目指すことになります。

①実質赤字比率とは…

普通会計（⇒福祉や教育、道路建設など行政運営の基本的な経費）における赤字額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。収支が赤字なのか黒字なのかを見るものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率とは…

市の全ての会計の収支（赤字・黒字）を足し合わせた額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。市の会計のトータルが最終的に赤字なのか黒字なのかを見るものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の収支の合計}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率とは…

市の現時点での借金の返済額（普通会計での借入金返済額や、これに準じた経費の負担額を合算した額）が、標準財政規模に占める割合を示したものです。（ただし、借入金の返済額の一部が後年度地方交付税として戻ってくる分は借金額から除きます）

過去に行った借金の返済が、財源に対し、どの程度の大きさなのかを見るものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{市の現時点での借金の返済額}}{\text{標準財政規模}}$$

④将来負担比率とは…

市が将来負担する可能性のある額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。借金額が、将来市の財政をどのくらい圧迫するのかを見るものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担する額}}{\text{標準財政規模}}$$

☆4つの比率を出す場合、いずれの場合も標準財政規模が土台（分母）になります。

標準財政規模とは、一般財源（⇒使い道が特定されないで、どのような経費にも使用することができるお金）の規模を表すものです。全体の歳入額のうち、市税、地方交付税、地方譲与税といった一般財源に充てられる財源を足し合わせたものです。

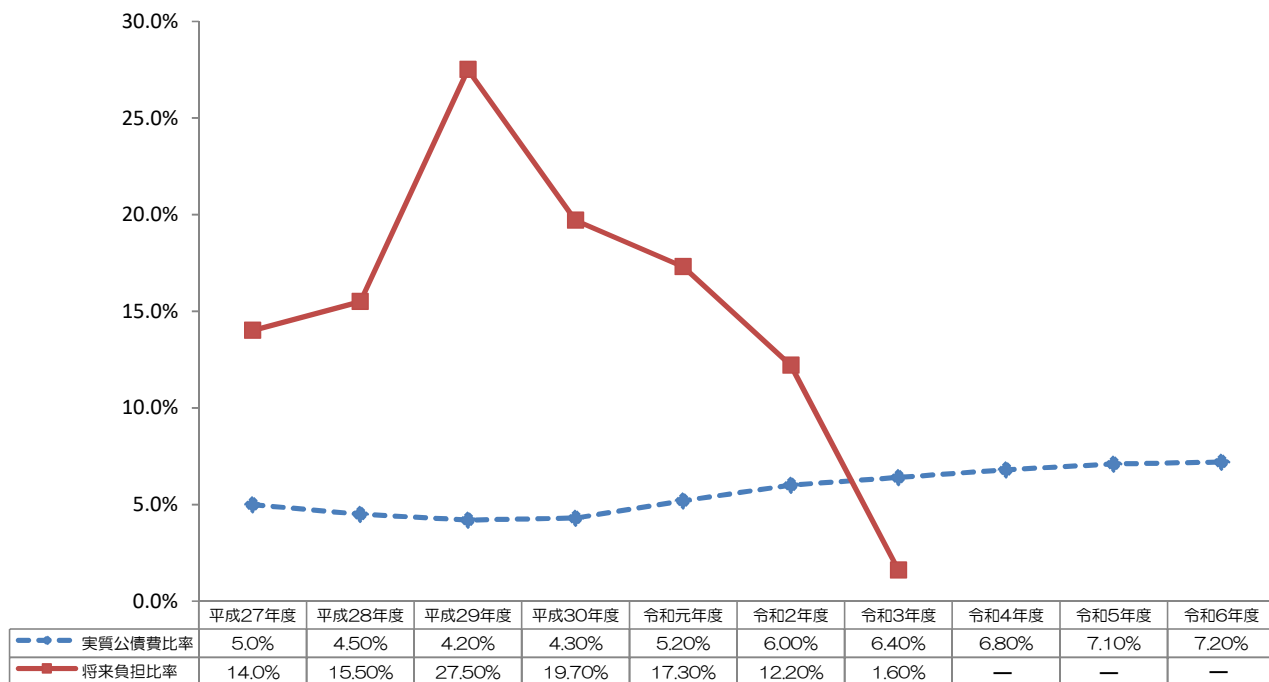
⑤資金不足比率とは…

公営企業の資金不足（赤字額）を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。経営健全化基準を超えた場合には、超えた公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を行う必要があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

飯塚市では、これまでに実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は発生したことがありません。現在までの実質公債費及び将来負担比率の推移は下記のとおりです。

実質公債費比率 及び 将来負担比率の推移



Q15. 地方公共団体の会計にはどのようなものがありますか？

A. 地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に分けられます。

福祉・子育て・道路整備などの市の基礎的な行政サービスを行うための会計を一般会計といいます。「市の予算」といえば、一般会計を指すことが多いです。

一方で、病院事業や水道事業などの特定の事業を行う場合や国民健康保険や介護保険などの特定の歳入（保険税など）を使って事業をするようにした方が、一般会計の歳入歳出の中に混ぜてしまうよりもわかりやすい場合には、特別会計を設置しています。

すなわち、お金の出し入れを分かりやすくするために、特定の収入（国民健康保険税、下水道使用料など）があるものは、お財布（会計）を分けて管理しています。飯塚市には、下に示すとおり、現在8の特別会計が設置されています。

また、毎年国に報告する決算統計（⇒地方財政全体の年度ごとの執行結果を表すものとして地方財政関係統計の中でも、最も基本的で重要な統計のひとつ）での区分として、**普通会計・公営事業会計**という分け方も行っています。

公営事業会計の中でも、民間企業と同じように利用した人から料金をもらい、事業で収益をあげて運営する会計は、更に区分していて、**公営企業会計**と呼び、飯塚市には、水道事業会計など7つの会計があります。

一般会計と特別会計

一般会計
一般会計
特別会計
<ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険特別会計 ② 介護保険特別会計 ③ 後期高齢者医療特別会計 ④ 小型自動車競走事業特別会計 ⑤ 農業集落排水事業特別会計 ⑥ 地方卸売市場事業特別会計 ⑦ 駐車場事業特別会計 ⑧ 工業用地造成事業特別会計 ⑨ 汚水処理事業特別会計

普通会計と公営事業会計

普通会計
一般会計
公営事業会計
<p>特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険特別会計 ② 介護保険特別会計 ③ 後期高齢者医療特別会計 ④ 小型自動車競走事業特別会計 ⑦ 駐車場事業特別会計
公営企業会計
<p>特別会計 (地方公営企業法非適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 農業集落排水事業特別会計 ⑥ 地方卸売市場事業特別会計 ⑧ 工業用地造成事業特別会計 <p>(地方公営企業法適用)</p> <p>水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計</p>

Q16. 新地方公会計制度とはどのようなものですか？

A. 地方自治体の会計は、現金収支を単年度で経理する会計制度（現金主義、単式簿記）を採用しており、単年度にどのような収入があり、どのように使われたかを正確に把握できます。

これに対し、民間企業の会計は、現金の収入や支出の有無にとらわれず、経済的事実に基づき収益と費用を計上する会計制度（発生主義、複式簿記）を採用しているため、資産やそれらの資産に要した経費や負債（借金）についての情報が把握できます。

新地方公会計制度とは、現金主義（見えるお金）では見えにくい固定資産の減価償却費などの「コスト情報」や地方債・基金などの「ストック情報」、つまり“見えないお金”にも発生主義会計の考え方を導入することによって、自治体の財政状況をより実態に近い形で把握することができるものになっております。この地方公会計制度では、国（総務省）により示された統一的な基準によって、財務書類を作成することになっています。

なお、財務書類には「貸借対照表（BS）」「行政コスト計算書（PL）」「純資産変動計算書（NW）」「資金収支計算書（CF）」の4種類で構成され、それぞれが密接に関係しています。

貸借対照表 (BS:Balance sheet)

住民サービス提供のために保有する土地・建物・現金等の財産（資産）と、それらの資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを対照表示した財務諸表であり、基準日時点（年度末）における財政状況を表示したものになります。資産の合計額と負債・純資産の合計額が一致することから、バランスシート（BS）とも呼ばれています。

負債には、将来世代の市民がこれから負担（返済）することになる財源を計上しており、一方で純資産には、過去又は現世代の市民がこれまで負担してきた財源をそれぞれ計上しています。

（資産＝負債＋純資産）

行政コスト計算書 (PL:Profit and Loss statement)

行政サービスを行うために、どのくらいのコストがかかっていて（経常費用）、そのサービスの対価としてどんな収入（経常収益）があるのかを対比させた財務諸表であり、一会計年度期間中の費用・収益の取引高を表示したものになります。経常費用は減価償却費なども含めたフルコストを表示したものであり、経常収益は手数料や使用料等の受益者負担分を表示したものになります。経常費用と経常収益の差額に臨時損益を加えた純行政コストは一般財源等による負担額（主に税金などによる負担）として捉えることができます。

純資産変動計算書 (NW:Net Worth statement)

貸借対照表（BS）の純資産の部に計上されている財源の使われ方が、一会計年度期間中にどのように変動をしたかを表示したものになります。貸借対照表（BS）の純資産合計の値と純資産変動計算書（NW）の本年度末純資産残高は必ず一致する仕組みになっています。また、行政コスト計算書（PL）の純行政コストの値と純資産変動計算書（NW）の純行政コストの値も必ず一致する仕組みになっています。

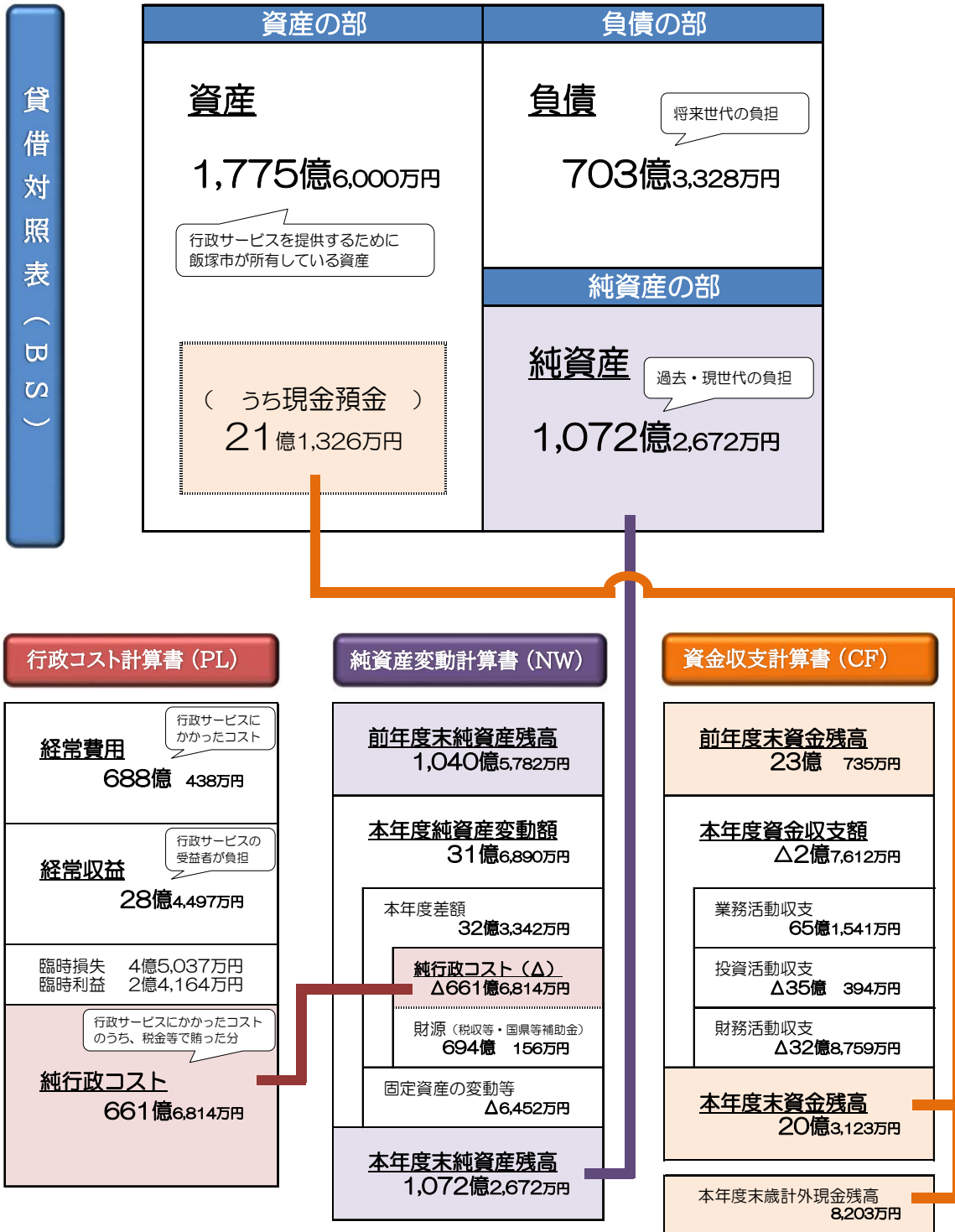
資金収支計算書 (CF:Cash Flow statement)

コストではなく、あくまで現金の収支をもとに一会計年度期間中の資金（見えるお金）の出入りを表示したものになります。「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3つの収支項目に区分しており、何にいくら支出したのか（収入を得たのか）を表示したものになります。

- ・業務活動収支 … 業務の提供に関する資金の収支（投資活動収支・財務活動収支以外の収支）
- ・投資活動収支 … 固定資産の取得及び売却など、投資活動に関する資金の収支
- ・財務活動収支 … 地方債などの資金調達及び償還など、財務活動に関する資金の収支

●飯塚市の財務4表（一般会計等・令和6年度決算分）について

飯塚市一般会計等（令和6年度決算分）の財務4表については、下表のとおりとなります。
 ※下表は分かりやすく簡略化した表になります。詳細は飯塚市公式ホームページよりご確認ください。



※一般会計等財務四表は、一般会計に汚水処理事業特別会計（地方公営事業会計以外分）を加えたものになります。
 ※一般会計等財務四表とは別に、全体会計財務四表、連結会計財務四表もあります。
 全体会計分は一般会計等分に公営企業会計や国民健康保険事業などの特別会計（地方公営事業会計分）を加えたものであり、
 連結会計分は全体会計分に第三セクター・一部事務組合・広域連合を加えたものになります。
 全体会計分と連結会計分の財務四表については、飯塚市公式ホームページよりご確認ください。

<<財政用語>>

ここでは、財政状況を説明する際の用語について、五十音ごとに整理し、その解説を掲載しています。

(あ ～ お)

○維持補修費 (いじほしゅうひ)

道路や公共施設などを管理するために必要な経費です。

○依存財源 (いぞんざいげん)

国や県の配分による財源です。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税、地方債などがあります。

○一時借入金 (いちじかりいれきん)

地方公共団体が一般会計年度内における一時的な支払資金の不足が生じた場合に借り入れる金銭です。

○一般会計 (いっばんかいけい)

地方公共団体の会計の中心的なもので地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。

○一般財源 (いっばんざいげん)

財源の使途が特定されず、どのような経費にでも使用することができる収入です。地方税、地方交付税、地方譲与税などがあります。

(か ～ こ)

○貸付金 (かしつけきん)

地域住民の福祉増進を図るため、市が直接あるいは間接的に現金の貸付を行うための経費です。

○合併特例債 (がっぺいとくれいさい)

地方債の一つで、合併した市町村がまちづくりのため市町村建設計画に基づいて実施する事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、対象事業費の95%の費用が借入でき、元利償還金の70%が地方交付税(基準財政需要額)に算入されます。

※平成30年度に延長法案が可決され、合併後20か年度に変更となっています。

○株式等譲渡所得割交付金 (かぶしきとうじょうとしょうとくわりこうふきん)

株式の譲渡によって発生した税の一部を、個人県民税の額に応じて市に交付されます。

○環境性能割交付金 (かんきょうせいのうわりこうふきん)

普通自動車を取得する際に、燃費に應じ都道府県が徴収する自動車税環境性能割の一部が市に交付されます。

○起債 (きさい)

地方債を起こす(借金をする)ことです。

○起債(市債)充当率 (きさいしさいしじゅうとうりつ)

地方債を事業に充てようとする場合に、その事業費のうち、借入することができる地方債の額を計算するための率をいいます。毎年度、事業区分ごとに決定されます。

○寄附金 (きぶきん)

当該地方公共団体以外の者から受ける金銭の無償譲渡です。使途を特定しない一般寄附金とその使途を限定した指定寄附金があります。

○義務的経費 (ぎむてきけいひ)

地方公共団体の経費のうち、任意に節減できない硬直性の高い経費です。人件費、扶助費、公債費をいいます。

○繰出金 (くりだしきん)

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用するための経費です。

○繰入金 (くりいれきん)

一般会計、特別会計及び基金の間における現金を移動することです。

○繰越金 (くりこしきん)

一般会計年度から翌年度へ持ち越され、歳入に計上された剰余金のことです。

○繰越明許費 (くりこしめいきよひ)

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当該年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用するために予算に計上します。

○**経常収支比率**（けいじょうしゅうしひりつ）

自治体の財政運営に余裕がある状態かどうかを示す指標の1つです。地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に、どの程度使われているかという割合を示しています。

○**経常的経費**（けいじょうてきけいひ）

毎年度持続して固定的に支出される経費です。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費などをいいます。

○**経常的収入**（けいじょうてきしゅうにゅう）

毎年度、継続的に、しかも安定的に確保できる収入です。地方税、普通交付税、継続的な国庫支出金などがあります

○**継続費**（けいぞくひ）

2年以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割についてあらかじめ一括して予算計上するもので、毎設定年度の執行残額は、最終年度まで逐次繰り越して執行ができます。

○**減債基金**（げんさいききん）

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金です。

○**県支出金**（けんししゅつぎん）

県が自らの施策として単独で市に交付したり、国庫支出金を経費の全部又は一部として市に交付されます。負担金、補助金、委託金があります。

○**公営企業会計**（こうえいきぎょうかいけい）

地方公共団体の経営する企業で、公営企業法の適用を受ける「法適用企業」と同法を受けない「法非適用企業」があります。

○**交通安全対策特別交付金**（こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん）

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設（道路照明、カーブミラー、ガードレールなど）の設置及び管理に要する経費に充てるために国から交付されます。交通事故発生件数、人口集中地区人口、道路延長の割合により交付されます。

○**交付税算入**（こうふぜいざんにゅう）

地方交付税の算定において、個別の財政需要について、基準財政需要額の算定上の数値に算入することです。

○**国庫支出金**（こくこししゅつぎん）

国と市が行う事業で、経費の全部又は一部が国から交付されます。負担金、補助金、委託金があります。

（ さ ～ そ ）

○**財産収入**（ざいざんしゅうにゅう）

市が有する財産（公有財産、物品、債権、基金）の貸し付け等の運用により受け取る賃貸料、利息、配当金及び財産の売払い等による現金収入です。

○**財政調整基金**（ざいせいちようせいききん）

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。

○**債務負担行為**（さいむふたんこうい）

歳出予算の金額、継続費の総額、繰越明許費の金額の範囲外において、将来の財政負担となる債務を負担する行為をする場合予算として定めるものです。

○**資金不足比率**（しきんふそくひりつ）

公営企業の資金不足（赤字額）を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○**事故繰越**（じこくりこし）

年度内に支出負担行為を行い、その後の避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいいます。

○**市債**（しさい）

「地方債（ちほうさい）」の項目参照。

○**自主財源**（じしゅざいげん）

地方公共団体が自主的に収入できる財源です。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入があります。

○市税（しぜい）

市民の皆さんや市内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税などがあります。

○実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

普通会計における赤字額が、標準財政規模に占める割合を示したものの。収支が赤字なのか黒字なのかを見るものです。

○実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

市の現時点での借金の返済額が、標準財政規模に占める割合を示したものの。過去に行った借金の返済が、財源に対し、どの程度の大きさなのかを見るものです。

○消費的経費（しょうひてきけいひ）

支出効果が単年度又は短期間に終わるもの、後年度に形を残さない経費です。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費などをいいます。

○将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

市が将来負担する可能性のある額が、標準財政規模に占める割合を示したものの。借金額が、将来市の財政をどのくらい圧迫するのかを見るものです。

○使用料及び手数料（しゅうりょうおよびてすうりょう）

市の施設の利用や事務により利益を受ける人から受益に対する実費負担的な金額をいただくもので、条例で定めなければなりません。会議室使用料、施設使用料、住民票などの諸証明手数料などがあります。

○諸収入（しよしゅうにゅう）

他の収入科目に含まれない収入です。延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入などです。

○森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）

市が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備やその促進に関する費用にあてるために交付されるものです。

○出納整理期間（すいとうせいりきかん）

前会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日の2か月間をいいます。この期間は、現金の出納そのものを扱うもので、既に経過した年度の調定や支出負担行為は行えません。

○出納閉鎖期日（すいとうへいさきじつ）

会計年度経過後、当該年度の現金の移動を一切締め切って、元帳を封鎖し、出納を完結して決算に備えることを出納閉鎖といい、その最終日の5月31日を出納閉鎖期日といいます。

○専決処分（せんけつしよぶん）

本来議会が議決又は決定すべき事柄（条例の制定・改廃、予算の決定など）について、法の規定に該当する場合又は議会の議決により委任された場合、市長が議会に代わってこれを処分することです。前者の場合は次の会議で承認を求める必要があり、後者の場合は、報告しなければなりません。

（ た ～ と ）

○単独事業（たんどくじぎょう）

国の補助を受けずに独自の経費で任意に実施する事業です。

○地方交付税（ちほうこうふぜい）

国税（所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税）の一定割合を財源として、全国どこでも一定水準の行政サービスが受けられるよう市に交付されます。普通交付税と特別交付税があります。

○地方債（市債）（ちほうさい（しさい））

地方公共団体（市）が行う事業で、特に大きな事業を実施する場合に必要な財源を調達するために借入れる借金で、予算で定めることとされています。

○地方財政計画（ちほうさいせいけいかく）

翌年度の地方公共団体全体の歳入歳出見込額に関するもので、内閣が作成し、国会に提出します。地方財政計画の役割は、①地方財源の保障機能をもつ地方交付税制度とのかかわりにおいて地方財源の保障を行う、②地方公共団体の行財政運営の指針、③国民の福祉増進など国家財政と地方財政との調整です。

○地方消費税交付金（ちほうしょうひぜいこうふきん）

消費税の一部を、人口と従業者数に応じて市に交付されます。

○地方特例交付金等（ちほうとくれいこうふきんとう）

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されます。

○調定（ちょうてい）

歳入を徴収しようとする場合に、その内容を調査して、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為です。

○積立金（つみたてきん）

財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。

○投資及び出資金（とうしおよびしゅっしきん）

財産を有利に運用するための国債などの取得や公益上必要による会社の取得などに要する経費です。

○投資的経費（とうしてきけいひ）

各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいいます。

○当初予算（とうしよよさん）

一会計年度を通じて定められる基本的予算。本予算、通常予算とも言われます。年度開始前20日までに議会に提出します。

○特定財源（とくていざいげん）

財源の用途が特定されている収入です。国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、地方債などがあります。

○特定目的基金（とくていもくてきききん）

特定の目的のために資金を積み立てたものです。定額の資金を運用するため設けたものとしては土地開発基金があります。

○特別会計（とくべつかいけい）

特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計です。

○特別交付税（とくべつこうふぜい）

災害発生等の特別な理由で、財政需要の増加や財政収入の減少があった場合に交付されるものです。

（ は ～ ほ ）

○配当割交付金（はいとうわりこうふきん）

上場株式の配当にかかる税の一部を、個人県民税の額に応じて市に交付されます。

○普通会計（ふつうかいけい）

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難です。そこで地方財政統計上統一的に用いられる会計です。

○普通交付税（ふつうこうふぜい）

基準財政需要額（各行政サービスを実施したり、施設を維持するために必要な経費を一定の方法で算出した額）が、基準財政収入額（住民税や固定資産税など、徴収が見込まれる標準的な収入の額）を超える場合に交付されるものです。

○分担金及び負担金（ぶんたんきんおよびふたんきん）

市の行う事業により利益を受けるものから、その受益を限度とし賦課徴収するものです。保育所保育料、老人保護措置（養護老人ホーム）費などがあります。

○法人事業税交付金（ほうじんじぎょうぜいこうふきん）

法人事業税の一部を、従業者数に応じて市に交付されます。

○補助事業（ほじょじぎょう）

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業です。普通建設事業、災害復旧事業、失業対策事業などをいいます。

○補助費等（ほじょひとう）

主に公益上必要があると認められる団体などに対して、地方公共団体が交付する補助金、他団体と共

○補正予算（ほせいよさん）

年度中途における事情の変化により、既定予算に増額又は減額や、既定予算の範囲内で予算科目の変更又は金額振替増減を行うものです。

（ や ～ よ ）

○予算科目（よさんかもく）

予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称で、地方公共団体の予算は歳入歳出ともに款・項・目・節に分類されます。このうち款項が議決の対象となり議決科目といわれます。目節は予算執行の便宜上から各項の内容を明らかにするもので、議決の対象とはされず執行科目又は行政科目といわれます。

（ ら ～ ろ ）

○利子割交付金（りしわりこうふきん）

金融機関等の利子の支払を受ける際に課税される税の一部が、個人県民税の額に応じて市に交付されます。

○臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）

普通交付税として算定・交付されるべき額の不足分を直接、市町村が借入するもので、赤字地方債ともいわれます。普通交付税（基準財政需要額）に発行可能額に対する理論償還額で全額算入されます。

○臨時的経費（りんじてきけいひ）

一時的、偶発的に支出される経費、規則性のない経費です。

○臨時的収入（りんじてきしゅうにゅう）

当該収入が持続的に収入されるものでなく、一時的・臨時的なもの。特別交付税、不動産売払収入などがあります。

○連結実質赤字比率（れんけつじつしつあかじひりつ）

市の全ての会計の収支（赤字・黒字）を足し合わせた額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。市の会計のトータルが最終的に赤字なのか黒字なのかを見るものです。